

# 高森小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

岩国市立高森小学校

# 目 次

はじめに	p. 3
<b>第 1 いじめ防止等に係る基本的な考え方</b>	
1 いじめとは	p. 4
(1) いじめの定義	
(2) いじめの構造、特徴	
(3) 重大事態	
2 いじめの対応に関する基本的な考え方	p. 5
(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進	
(2) 対応の視点	
(3) 学校における基本姿勢	
3 いじめ防止等のための学校の取組と役割	p. 5
(1) 校内研修と校内体制	
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	
(3) 「いじめ対策委員会」の設置	
(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化	
<b>第 2 いじめ防止に向けた具体的な取組</b>	
1 未然防止（いじめの予防）に向けた取組	p. 7
(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化	
(2) 学校教育活動全体を通じた取組	
(3) 「いじめ対策委員会」による組織的な取組	
(4) 家庭・地域との連携	

2	早期発見（把握しにくいいじめへの対応）	p. 9
	（1）早期発見のための体制	
	（2）早期発見に向けた具体的な取組	
	（3）家庭・地域との連携	
3	早期対応（現に起こっているいじめへの対応）	p. 10
	（1）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立	
	（2）対応する上での留意点	
	（3）オンラインゲームやスマートフォン、タブレット端末等、インターネットを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応	
	（4）教育相談のあり方	
	（5）保護者との連携	
	（6）地域・関係機関との連携	
4	重大事態への対応	
	（生命、身体、財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）	p. 13
	（1）重大事態の判断について	
	（2）重大事態への対応	
	（3）調査委員会の設置	
	（4）自殺の背景調査について	
	（5）再調査について	
	（6）留意すべき事項	

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。岩国市においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策に全力で取り組んできたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校では、あらためて、児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「高森小学校いじめ防止基本方針」（以下「小学校の基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

本方針は「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県及び市と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

## 第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

### 1 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

※「いじめ防止対策推進法」より抜粋

※平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」の改定点を以下に付け加える。

- これまでは、けんかを除くとされていたが、けんかやふざけ合い、暴力行為についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
- いじめの状況について、「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。
  - A いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上続いていること。
  - B 被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを、本人及びその保護者に面談等で確認すること。

#### (2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
  - いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
  - 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
  - いじめは「四層構造」になっており、いじめる側といじめられる側だけの関係ではない。
    - ・被害者：いじめられている児童
    - ・加害者：いじている児童
    - ・観衆：はやしたてる児童
    - ・傍観者：見て見ぬふりをする児童
- ※ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

#### (3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

## 2 いじめの対応に関する基本的な考え方

### (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

### (2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ・ **未然防止** → **いじめの予防**
- ・ **早期発見** → **把握しにくいいじめへの対応**
- ・ **早期対応** → **現に起こっているいじめへの対応**
- ・ **重大事態への対応** → **生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応**

### (3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

## 3 いじめ防止等のための学校の取組と役割

### (1) 校内研修と校内体制

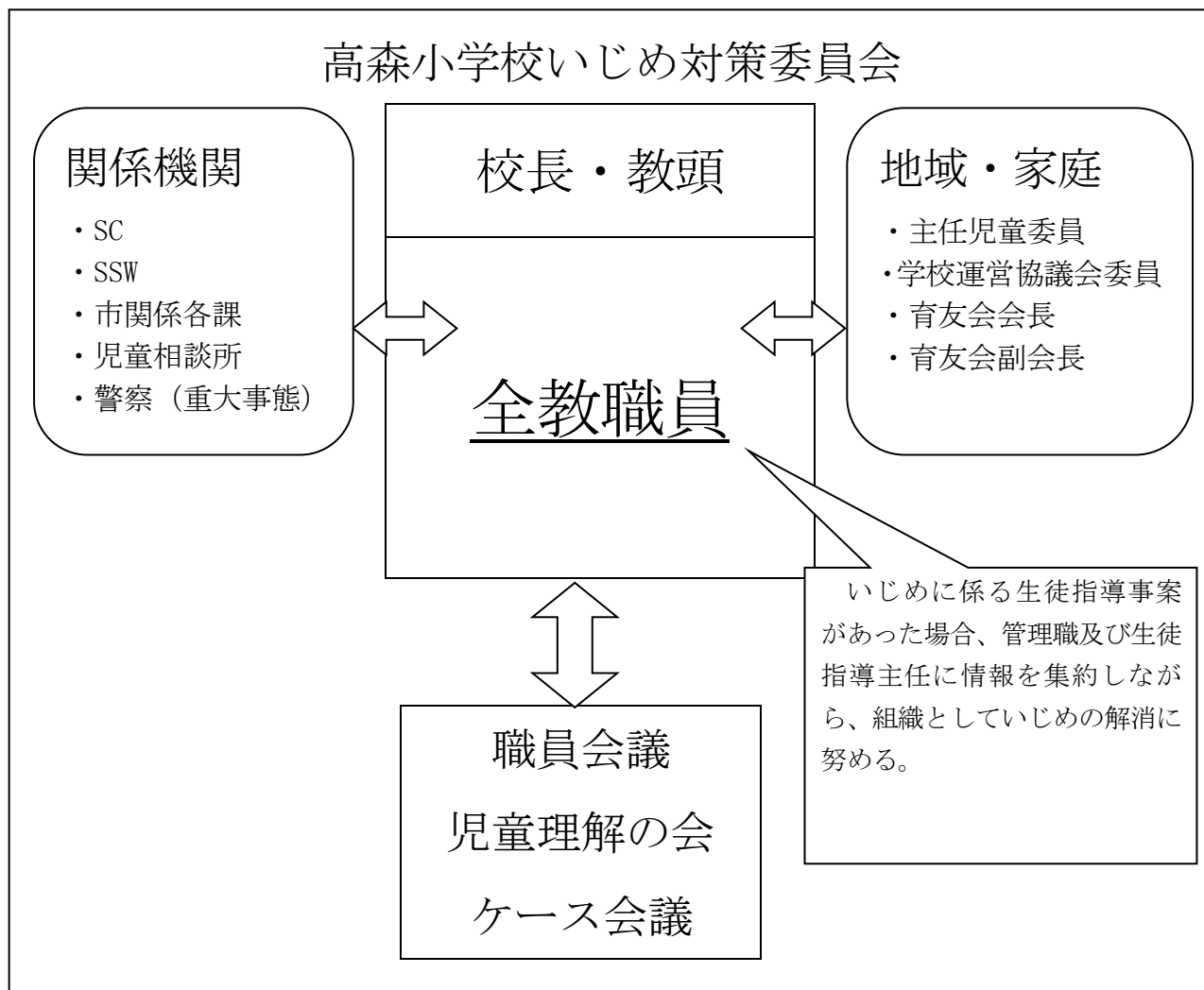
- いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質の向上に向けた研修を行う。
- 相談窓口の周知、専門家の活用、関係機関との連携等、支援体制の充実を図る。
- オンラインゲームやスマートフォン、タブレット端末等を利用したいじめ（ネットいじめ）に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年サポーター、所轄警察署などの関係機関の指導・助言を積極的に得る。
- 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することができるようにする。

### (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページや学校だより等での周知・啓発を図る。

### (3) 「いじめ対策会議」の設置

- 名称 高森小学校いじめ対策委員会
- 構成 全教職員 スクールカウンセラー (SC) 等



### (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備  
教職員が児童と向き合う時間を確保する。
- 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進  
SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、主任児童委員、人権擁護委員、少年サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。
- 校種間連携の促進  
いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であり、校種間連携の促進に一層努めることとする。

## 第2 いじめ防止に向けた具体的な取組

### 1 未然防止（いじめの予防）に向けた取組

#### (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- 教職員の資質、能力の向上
  - ・いじめに関する取組について、全職員で共通理解を図ることはもちろん、いじめ問題に関する校内研修を積極的に実施する。
  - ・教職員の人権意識を高め、豊かな人権感覚をもって児童に接する環境を作る。
- 児童理解の会、校内教育支援委員会の充実
  - ・学期に1回以上児童理解の会を開催し、気になる児童について全教職員で共通理解を図り、いじめの有無についても情報の共有を図る。
  - ・随時校内教育支援委員会を開催し、気になる児童の支援の仕方や体制等について検討する。
- 教育相談体制の充実
  - ・教育相談担当をはじめ、全教職員でこれに当たる。
  - ・スクールカウンセラーのカウンセリングを気になる児童やその保護者に積極的に勧めるとともに、対応について指導・助言を得る。
  - ・教育相談だよりを定期的に配付し、スクールカウンセラーの周知を図る。
- 生活アンケートの実施と活用
  - ・毎週1回学校生活アンケートを実施し、児童の悩みや内面の変化を把握する。(一覧作成 → 回覧)
  - ・アンケート実施後、気になる児童を学年間で共通理解し、生徒指導主任及び教育相談担当、教務、教頭、校長に伝える体制を整える。
  - ・毎学期全児童と面談を実施し、児童の様子を把握する一手段とする。  
(6月・11月・2月実施→一覧作成→回覧)
- 家庭・地域との連携
  - ・学校だよりやHPを通じて学校の様子や児童の様子を積極的に発信し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を行う。
- 児童の観察
  - ・児童とのふれあいの時間を増やすよう努め、学校生活のあらゆる場で児童の様子、人間関係の変化などを観察する。

#### (2) 学校教育活動全体を通じた取組

- 各教科・総合的な学習の時間
  - ・自己を見つめ、現在や未来の生き方を考えることができるようにするとともに、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的に生活の中に生かそうとする心情や態度を育てる。
  - ・学ぶ意欲を高め、一人ひとりを大切にしたい、分かりやすく楽しい授業づくりに努める。
  - ・身近な自然や人間、文化などや職業や自己の将来について興味や関心をもち、進んで課題に取り組み、主体的に解決しようとする態度と能力を育成する。



- 特別の教科「道徳」
  - ・個々の子どもの特性や願いを生かした支援に努め、主体的に問題を解決しようとする資質や能力、態度を育てる。
  - ・自己を振り返らせ深く見つめさせる。
  - ・他の教科や特別活動等との関連を図り、統合深化させる。
- 特別活動
  - ・異学年交流やAFPYなどの豊かな体験活動を通して、集団における望ましい人間関係の育成に努めるとともに、力を合わせて生活上の諸問題を解決していこうとする意欲と実践力を培う。
  - ・児童の自主的実践的な力を養う。
  - ・集団活動の充実と自己の活動の向上を求めさせる。
- その他
  - ・基本的生活習慣の育成を図る。
  - ・地域の文化活動やスポーツ活動への参加を促すことによって、豊かな人間性を養う。

### (3) 「いじめ対策委員会」による組織的な取組

- 職員会議、児童理解の会、ケース会議あるいは普段の相談活動の中から、いじめや問題行動に対して全職員が情報を共有し、組織的に対応する。
- いじめにかかわらず、様々な問題行動に対して緊急性がある場合はすぐに会議を開き素早い対応をする。必要があれば、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、市関係各課、児童相談所、警察等の関係機関との連携をとる。

### (4) 家庭・地域との連携

- いじめ問題については、学校だけでは十分に把握できない部分があることから、家庭や地域との連携をもとに協働して解決を図るようにする。そのためにも、さらに家庭や地域に開かれた学校にする必要がある。
- 家庭や地域からいじめに関する情報が寄せられたときには、速やかに事実確認を行い、校内で情報を共有しながら当該児童への指導や安全確保、心のケアを行うなど、早期対応に努める。
  - ア 保護者との連携
    - ・日頃から、いじめの問題に対する学校としての姿勢を育友会総会や学級懇談会等、機会があるごとに示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことができるようにする。
  - イ 地域社会との連携
    - ・学校行事の様子や子どもたちの様子を学校だよりや学年だより、ホームページ等で家庭・地域に発信する。
    - ・育友会はもとより、学校運営協議会、地域教育ネット、主任児童委員等の関係団体とともにいじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
    - ・日頃から市関係各課、児童相談所等との連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

## 2 早期発見（把握しにくいいじめへの対応）

### （1）早期発見のための体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。
  - ・学級担任だけでなく、専科教員、養護教諭、学力向上等支援員、学校司書や支援員等、会計年度任用職員等との連携を密にする。
  - ・「教科担任制」の段階的な導入によって、担任以外の様々な教職員が児童にかかわる体制を敷く。また、様々な場面において、生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭、事務職員、スクールカウンセラー（SC）等、すべての教職員がかかわる連携体制を確立して、日頃から子どもたちのきめ細かい行動観察を行う。
  - ・学校評価、授業評価、学校生活アンケート、保護者アンケート、保護者懇談会等の気付きや意見を参考に、日常的にいじめ問題への取組について見直しを行う。

### （2）早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者、地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示す。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
  - ・担任教師の業務の見直し等を行い、できるだけ児童とのふれあいの時間を確保する。
  - ・日頃の行動観察や毎週の学校生活アンケートにより、児童の内面の変化を把握する。
  - ・いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、子どもが発するサインを鋭くキャッチする。
  - ・一週間毎に学校生活アンケートを実施し、必要に応じて個別の教育相談を行う。

### （3）家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催日時に余裕をもって知らせるなどして、多くの保護者が参加できるようにするとともに、相談があった場合には誠意をもって、丁寧に対応する。
  - ・学校評価書の項目の達成状況を把握するために、保護者アンケートを実施し、保護者の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
  - ・地域にある公園やスーパーマーケット、コンビニエンス・ストア、ゲームセンターなど児童がよく立ち寄る場所については組織的な巡回指導を行う。
  - ・地域行事に積極的に参加し、地域との連携を図る。また、地域行事や各種催し事などに子どもたちの積極的な参加を促す。

### 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

#### （1）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- いじめ対策組織にS CやS S W等の専門家を加え、早期解決に資する取組を実効的に行う。
- 必要に応じて、市関係各課、児童相談所、警察等の外部専門家の活用も行う。
- 全校体制でいじめの解消、根絶に向けた取組を推進する。
  - ・ **事実関係の確認**…いじめの疑いがあった（あるいは申し出があった）場合、日常の行動観察や聞き取り調査等により、状況等の詳細を確認する。
  - ・ 「いじめ対策委員会」を開き、協議する。
  - ・ **いじめられている児童への対応**…信頼関係がある教師が担当し、「絶対にいじめから守る」ことを約束する。
  - ・ **いじている児童への対応**…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。対応に当たっては「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度であたる。
  - ・ **周囲の児童（観衆・傍観者）への対応**…複数の教職員（該当学年等）が担当する。
  - ・ **いじめられている児童の保護者への対応**…学級担任が主に対応するが、必要に応じて管理職が誠意をもって対応する。対応に当たっては、いじめの事実を隠すことなく伝え謝罪する。今後はいじめの解消に向けて全校を上げて取り組んでいくことを約束する。
  - ・ **いじている児童の保護者への対応**…学級担任、管理職、生徒指導主任等の複数で対応する。対応に当たっては、いじめの事実を伝え、いじめは絶対に許されない行為であること、今後いじめの解消に向けて協力して取り組んでいくことを約束してもらう。
  - ・ 必要に応じて、育友会や学校運営協議会等への働きかけを行う。…校長・教頭で当たる。
  - ・ 市教育委員会、関係機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

#### （2）対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
  - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え、守ることを約束する。
  - ・ 本人の要望等を聞き取りながら、学校生活の様々な場面で自信を回復させ、精神を安定させていく。
- いじている児童への指導
  - ・ 自分の行為（いじめ）によって、相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促す。
  - ・ いじめは、いじめられた児童だけでなく、いじめられた児童の保護者やいじめた児童の保護者にも苦痛を与えたことを痛感させる。
  - ・ 「いじめは絶対に許さない」ということを毅然とした態度で伝え、今後は絶対に行わないことを約束させる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
  - ・ いじめをはやし立てている児童（観衆）への指導…いじめを行っている児童と同

じであることを強く認識させる。

- ・いじめを見て見ぬふりをしている児童（傍観者）への指導…いじめを見たら勇気を持って止めるか、それができなくても教職員に知らせるように働きかけていく。
- ・いじめを報告してきた児童については、その勇気と正義を讃えるようにする。また、秘密を厳守することを約束する。

○ いじめのアフターケア（継続的な指導）

- ・一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめが完全になくなるまで十分注意しておく。
- ・関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をしていく。

### （３）オンラインゲームやスマートフォン、タブレット端末等、インターネットを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- オンラインゲームでのボイスチャットやスマートフォンのコミュニケーションアプリ、インターネットの掲示板などにおける誹謗中傷や仲間外し、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は学校生活におけるいじめと同様である。まずは、教職員がネットいじめとは何かを知り、防止するにはどうする必要があるのかを考えることが大切である。また、参観日等を利用し、オンラインゲームや携帯電話の危険性や適切な利用方法について啓発する。４年生以下についても、学級や学年で適宜指導する。それと同時に、保護者にも啓発を行い、学校と家庭が連携しながら意識の向上に努めるようにする。
- いじめられている児童等からの申し出について事実確認する過程で、実際にアプリや掲示板内の書き込みを確認することが重要である。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

### （４）教育相談のあり方

- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等において、教育相談はきわめて重要であるという認識のもとに、教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行っていく。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的、心理的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者への個別支援について積極的な活用を図る。
- いじめられている児童に対しては、精神的なつらさや苦しさに全面的に共感し寄り添い、学校全体で守り支えることを約束する。
- いじめている児童に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。同時に、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

#### (5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
- 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用する。
- 解決のために、「学校で取り組むこと」、「家庭で取り組むこと」をはっきりさせ、できる範囲での協力を求める。

#### (6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
  - ・開かれた学校づくりに努め、いじめの解決にあたっては、地域からの積極的な協力を得る。
  - ・いじめに関する連絡・情報があったときには、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
  - ・いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
  - ・平素より、市関係各課、児童相談所、所轄警察署等と連携をとり、必要に応じて協働して対応する。

#### 4 重大事態への対応（生命、身体、財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）

##### （1）重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、以下のことが考えられる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童が自殺を企図した場合</li><li>○ 身体に重大な障害を負った場合</li><li>○ 金品等に重大な被害を被った場合</li><li>○ 精神性の疾患を発症した場合 等</li></ul> |
|---|

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、目安にかかわらず、迅速に調査を行う。
- 児童や保護者からいじめで重大事態に陥ったという申し立てがあったときには、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

##### （2）重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すために、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的な対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため、毅然とした厳しい対応を行う。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議を行い対応していく。
- 関係機関との連携を図る。

##### （3）調査委員会の設置

- 重大事態と判断したときには、市教育委員会の指示のもとに直ちに調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査委員会には、県教委が委嘱しているFR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として調査を行う。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止につなげる。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

#### (4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聞き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士等）を構成員として調査等を行う。

#### (5) 再調査について

- 再調査は首長部局が行うが、学校としては様々な側面から協力する。

#### (6) 留意すべき事項

- 専門家による調査委員会への資料提供は積極的に行う。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。